

# 森林・林業再生プラン下での市町村森林整備計画策定の実態 －北海道の市町村を事例として－

○浜本拓也（北大院）

## はじめに

森林・林業再生プランに伴う施策の中で、市町村森林整備計画の位置づけの変化等により、森林計画制度における市町村の役割がその重要性を増している。一方、その林務体制の脆弱性から、市町村の役割の重点化に対しては批判的な見解も多い。森林・林業再生プランの推進を含めた今後の森林政策の中で、制度変更が生じる影響や、市町村森林整備計画が果たし得る役割について考えるため、市町村での計画策定の実態を改めて把握する必要性が高まっている。本研究では、北海道の市町村を事例として、策定に関わる組織体制やプロセス、そこでの市町村側の認識等に焦点を当て、制度変更の下で行われた計画策定の実態について明らかにすることとした。

## 調査方法

北海道内の全 179 市町村のうち 45 市町村において、市町村森林整備計画の策定作業を担当した職員等を対象とした聞き取りを実施した。加えて、北海道庁及び一部の振興局・総合振興局で聞き取りを実施したほか、計画策定に関わる関係者向け会議の一部で、傍聴・参与観察を行った。

## 結果と考察

北海道では制度変更に対して道庁が積極的な対応を見せ、説明会議の開催、市町村での策定作業チーム設置の提案、素案の提示、日常的な助言など様々な面でのサポートを行い、多くの市町村ではこれらのサポート及び作業チーム等を利用して策定に取り組んだ。

各市町村の林務担当職員は概ね 2～3 名で、多くは一般事務職員で林務経験年数は 1～5 年であり、策定は主に 1 人が担当する。人員規模や専門知識の面で、森林組合や道職員との密接な連携・協力は不可欠であるとする市町村が多い。作業チームでの検討は、制度変更について各主体の理解を促し、担当者等の計画に対する意識を変えるなどの役割を果たしていた。今回の最も主要な変更点は森林機能区分の見直しであり、そこでは地域の実情をより反映出来たと評価する市町村もあるが、一方で、全体的な計画内容や計画の基本的性格には大きな変化は生じていないとする市町村も多い。その要因として、①その必要性が認識されていない、②担当職員の知識・経験・仕事量の限界、③計画策定期間の不足、④地域森林計画や補助制度による計画内容の規定、⑤根拠についての説明責任の存在（合意形成の困難性）、などが挙げられた。従来は②が特に問題視され、道庁の対応もこれを強く意識しているが、対応は准フォレストラーを含む道職員等によるサポートが主体である。これらは制度上最低限の計画内容を保障するために重要な役割を果たす一方、市町村の積極的・主体的取り組みには直接的に繋がるものでなく、また②以外の要因には必ずしも対応できない。一定以上の経験を有する職員からは、むしろ②以外の要因を問題視する声がかかれた。①とも関連して、各市町村の取り組み姿勢やそこでの制度的課題は、現状では担当職員の林務経験や問題意識、制度解釈等の個人的要因に大きく左右されることが指摘できる。

（連絡先：浜本拓也 t-hama@for.agr.hokudai.ac.jp）